東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ

(個人事業者の所得税、消費税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。 東日本大震災により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方につい ては、次のような税制上の措置があります。

所得税関係

1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

平成 23 年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について 東日本大震災により生じた損失(以下「事業用資産の震災損失」といいます。)につ いては、その損失額を平成 22 年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入 することができます。

この場合において、平成 21 年分から青色申告をしている方は、平成 22 年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災損失も含めて、平成 21 年分の所得に繰り戻して所得税の還付請求をすることができます。

2. 純損失の繰越控除

事業用資産の震災損失を有する方の平成 23 年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

- ① 保有する事業用資産等に占める事業用資産の震災損失額の割合が 10 分の1以上である方
 - イ 青色申告の場合 平成 23 年分の純損失の金額
 - 口 白色申告の場合平成 23 年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額
- ② 上記①以外の方事業用資産の震災損失による純損失の金額

3. 被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、

- ① 東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、 車両運搬具に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合
- ② 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合

には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

(注)被災区域とは、東日本大震災により滅失した建物等の敷地等の区域をいいます(次の4においても同じです。)。

4. 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

①平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域内の土地等、建物、構築物(平成23年3月11日前に取得されたものに限ります。)を譲渡し、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合や、②前記①と同じ期間内に被災区域外の土地等、建物、構築物を譲渡し、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合には、一定の要件の下で、課税を繰り延べる買換えの特例を受けることができます。

個人事業者の消費税関係

1. 消費税課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

指定日までに消費税課税事業者選択(不適用)届出書又は消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書を提出した場合には、本来の提出時期(適用を受けようとする課税期間の初日の前日)までに提出されたものとみなして、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、その適用を受けること(又はやめること)ができます。(注)指定日については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

2. 申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例

申告・納付等の期限が延長されている方で、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、その消費税の中間申告書については提出を要しません。

(注)消費税の中間申告が必要な事業者が、被災したことにより前年と事業状況に大幅な変動が生じている場合などは、前年の確定消費税額をもとにした中間申告によらず、仮決算により中間申告を行うこともできます。

詳しくは、消費税の特例に関するパンフレット消(個)O1をご参照ください。

電話相談・税務署窓口でのご相談

このパンフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください(住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。)。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

【電話相談・税務署開庁時間/午前8時30分~午後5時(土日祝、年末年始(12/29~1/3)を除く)】

☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する 各種パンフレット、各種手続きに使用する様式などを掲載しています。

また、東日本大震災の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このパンフレットのほか、『東日本大震災により被害を受けられた方へ(所得税関係)』 **所 O1** もご参照ください。